○農林水産省告示第千三百八十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第千九百三十号（特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）、ながすくじら及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年九月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）、ながすくじら及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第七　（略） 第八　にたりくじら 一　（略） 二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：頭） 大臣管理区分 / 大臣管理漁獲可能量 にたりくじら 母船式捕鯨業 / 143 にたりくじら 基地式捕鯨業 / 10 第九～第十二　（略）	めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）、ながすくじら及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第七　（略） 第八　にたりくじら 一　（略） 二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：頭） 大臣管理区分 / 大臣管理漁獲可能量 にたりくじら 母船式捕鯨業 / 133 にたりくじら 基地式捕鯨業 / 20 第九～第十二　（略）

○国土交通省告示第千百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年九月八日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

榎川支川五

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県安芸郡府中町の区域内の土地のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線、四点と五点を令和六年国土交通省告示第三百五十二号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、五点から七十九点までを順次結んだ線及び一点と七十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°24′03.3079″	132°31′05.7889″
2	34°24′03.3244″	132°31′05.6287″
3	34°24′03.2500″	132°31′05.1629″
4	34°24′03.2525″	132°31′05.0398″
5	34°24′03.7007″	132°31′06.1024″
6	34°24′03.4448″	132°31′06.2760″
7	34°24′03.5149″	132°31′06.5181″
8	34°24′03.8908″	132°31′06.7045″
9	34°24′04.1164″	132°31′07.2653″
10	34°24′04.1150″	132°31′07.7394″
11	34°24′03.6089″	132°31′07.3360″
12	34°24′03.5055″	132°31′07.3872″
13	34°24′03.5712″	132°31′07.7649″
14	34°24′03.6263″	132°31′07.9500″
15	34°24′03.7749″	132°31′08.4484″
16	34°24′03.7179″	132°31′08.5557″
17	34°24′03.6640″	132°31′09.1900″
18	34°24′03.5875″	132°31′09.8276″
19	34°24′03.6304″	132°31′10.1933″
20	34°24′03.7141″	132°31′10.3709″
21	34°24′04.4250″	132°31′11.1212″
22	34°24′04.5960″	132°31′11.5336″
23	34°24′04.7699″	132°31′11.7727″
24	34°24′04.7630″	132°31′11.8117″
25	34°24′04.5553″	132°31′11.8450″
26	34°24′04.4622″	132°31′12.0314″
27	34°24′04.3237″	132°31′12.0734″
28	34°24′04.3191″	132°31′12.2297″
29	34°24′04.0509″	132°31′12.3007″
30	34°24′04.0761″	132°31′12.5431″
31	34°24′04.0327″	132°31′12.5946″
32	34°24′03.9386″	132°31′12.5867″
33	34°24′03.8797″	132°31′12.3043″
34	34°24′04.2206″	132°31′11.9049″
35	34°24′04.1415″	132°31′11.7056″
36	34°24′03.8903″	132°31′11.4496″
37	34°24′03.0938″	132°31′10.8103″
38	34°24′02.8314″	132°31′10.0640″
39	34°24′02.6882″	132°31′09.6568″
40	34°24′02.8987″	132°31′08.8505″
41	34°24′02.3021″	132°31′08.7000″
42	34°24′02.2526″	132°31′08.4007″
43	34°24′02.2947″	132°31′07.8159″
44	34°24′02.3341″	132°31′07.6080″